



## 任意後見制度の活用について学びました。

2018年6月14日(木)

第6回目も、先週に引き続き行政書士 加賀雅典先生の講座です。講座の冒頭、加賀先生が受任された任意後見のお話がありました。現在の加賀先生の受任件数は、「任意後見」が37件、「法定後見」が17件の合計50件で、今後も増えていく予定だそうです。多くの現場を見てこられてきた加賀先生のお話は、教科書には載っていない大変貴重なお話ばかりでした。



「行政書士 加賀雅典先生」

講座内容は、「任意後見制度」の活用についてです。

まず最初に、「悪質商法対策」と任意後見の併用について学びました。「任意後見」は、「法定後見」と違って「取消権」がありません。しかし、「取消権」がないからと言って、本人を（委任者）守れないわけではないということを実例を交えて学びました。

次に、任意後見契約に、見守り契約＋生前事務委任契約＋死後事務委任契約を併用するメリットについて学びました。このセットは、任意後見の「移行型」タイプになります。

また、任意後見の移行型と遺言を併用することによって、遺言を併用しない場合との事務処理の効率の違いなどについて学びました。

最後は「知的障がい者・精神障がい者等である子の「親亡き後」の問題への対応」について、「任意後見」でどのようにサポートできるかについて学びました。「任意後見」は、さまざまな制度や内容と併用できる制度ということを改めて知ることができた講座でした。

今回は元 公証人で現 弁護士の慶田康男先生の講座です。

講 師 : 加賀雅典(協会理事・行政書士)  
理事長 : 佐々和亮  
事務局 : 秋元美香利



「講座風景」  
皆さん真剣に受講されていました。



今回も大変勉強になる講座でした。